

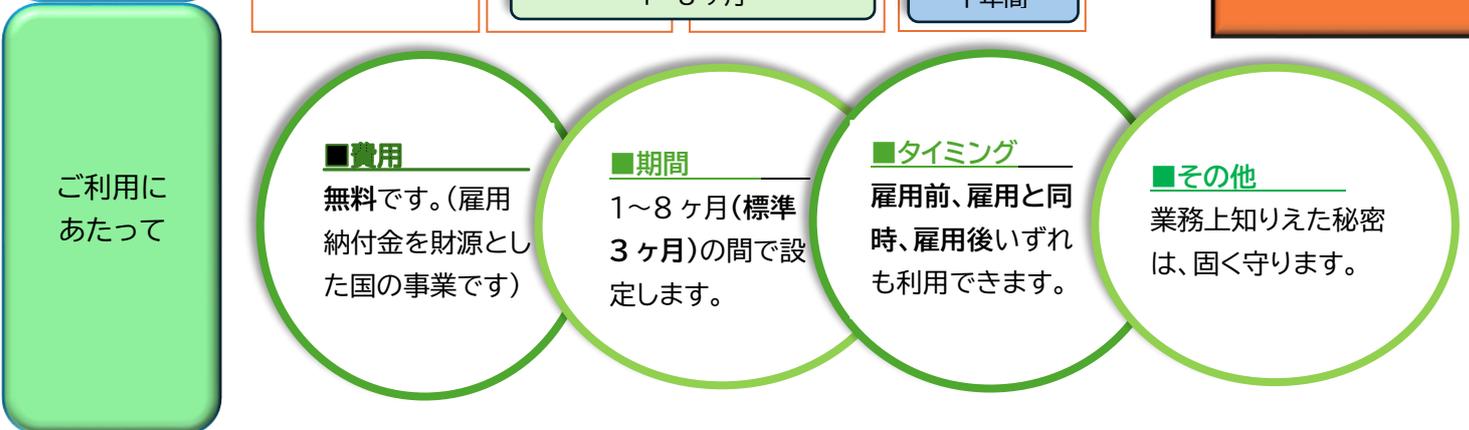
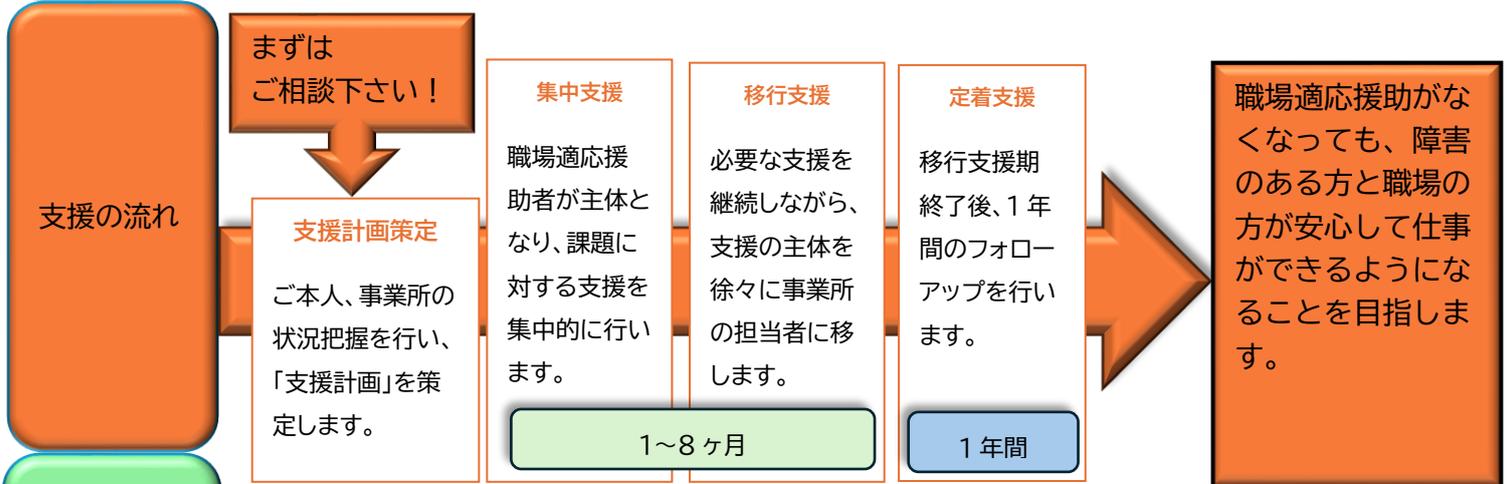
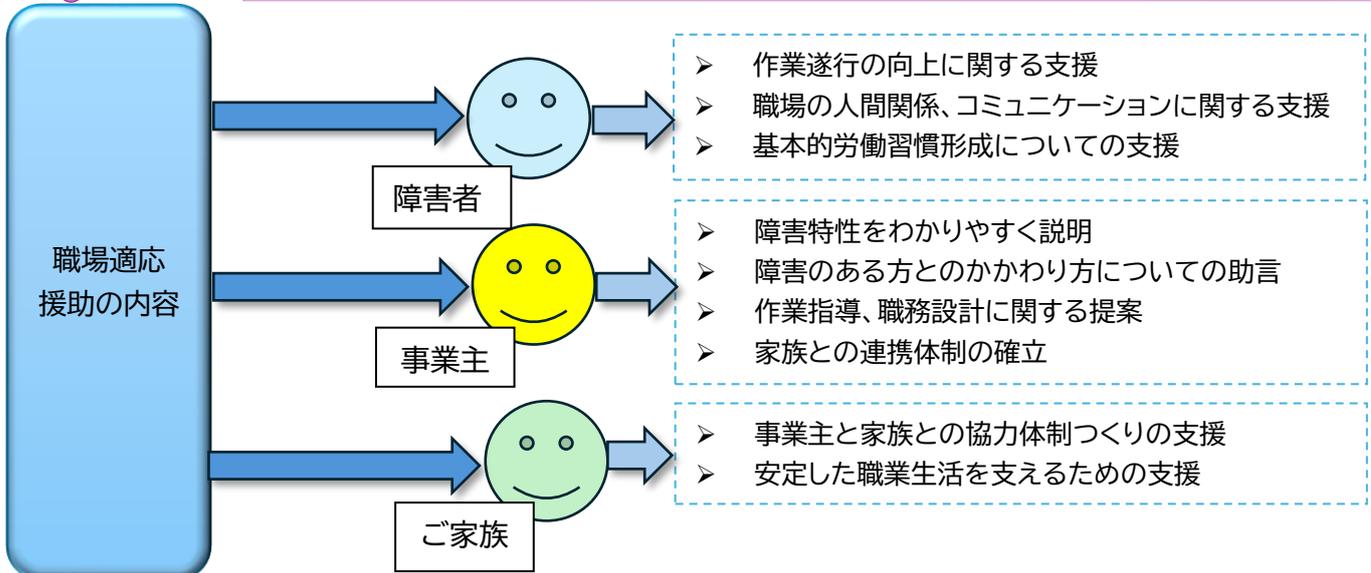
有限会社イーリード

職場適応援助のご案内



職場適応援助とは…

※有限会社イーリードの職場適応援助は、障害者雇用促進法に基づく国の制度に則った事業です。
 ※支援にあたっては、障害者職業センターの承認のもと実施いたします。



職場適応援助支援に入るまで



① 相談受付

事業所、本人支援機関等からの連絡を受けて相談日を決めます。

② 職場適応援助支援の説明・情報の収集

事業所

本人(保護者)

職場適応援助支援の説明と状況の確認を行います。
本人…特性、適正、得意、不得意等々
職場…人的環境、物的環境 etc
仕事…仕事内容、要求水準、時間 etc

③ 支援計画(案)の策定

雇用現場における職場適応援助支援の必要性を検討した上、集めた情報をもとに「支援計画」(案)を策定します。

④-1 支援計画の説明と同意(事業所)

④-2 支援計画の説明と同意(本人・保護者)

事業所・本人に対し、策定した支援計画の説明を行い、同意を得ます。

⑤ 障害者職業センターの承認

静岡障害者職業センターは、(独)高齢・障害者・求職者雇用支援機構の地域センターです。雇用促進法に基づき設置された機関です。支援計画は職業センターの承認を得て実施されます。

⑥ 職場適応援助者による現場での支援の実施

支援計画に基づいて「本人」「事業所」「家族」に対して支援を行います。